

総 総 第 296 号  
令和元年 5 月 22 日

横浜市会議長 横山 正人 様

横浜市長 林 文子



令和元年第 2 回市会定例会付議事件の一部訂正について (依頼)

令和元年第 2 回市会定例会に提出いたします議案の一部を、次のとおり御訂正くださいますよう、よろしくお願いいたします。

訂正内容 (一般議案)

●市第12号議案 横浜市建築基準条例の一部改正

75頁 23行目 及び 84頁 2行目

(訂正前) (4) 両端が他の道路に接続し、かつ、接続する道路の一端が四輪の自動車の通行に支障がある道は、袋路状道路とみなして、令第144条の4第1項第1号及び前号の規定に適合するものとしなければならない。

(訂正後) (4) 両端が他の道路に接続し、かつ、接続する道路の一端が四輪の自動車の通行に支障がある道は、袋路状道路とみなして、令第144条の4第1項第1号及び前号の規定に適合するものとしなければならない。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。

【参考】「第56条の3第2項第4号(抜粋)」

訂正前	訂正後
(道に関する基準) 第56条の3 (第1項及び第2項第1号から第3号まで省略) (4) 両端が他の道路に接続し、かつ、接続する道路の一端が四輪の自動車の通行に支障がある道は、袋路状道路とみなして、令第144条の4第1項第1号及び前号の規定に適合するものとしなければならない。  (第5号から第8号まで省略)	(道に関する基準) 第56条の3 (第1項及び第2項第1号から第3号まで省略) (4) 両端が他の道路に接続し、かつ、接続する道路の一端が四輪の自動車の通行に支障がある道は、袋路状道路とみなして、令第144条の4第1項第1号及び前号の規定に適合するものとしなければならない。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。  (第5号から第8号まで省略)